

令和7年度 香川県立ミュージアム 博物館実習実施要項

1 趣旨

学芸員資格取得を目指す者に対し、博物館法施行規則に基づく「博物館実習」の単位修得に協力するため、博物館実習を行う。

2 対象

以下に挙げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 博物館概論の単位を令和6年度までに履修済みの者。
- (2) すべての実習に出席が可能な者。

3 実習期間

令和7年8月19日（火）から8月23日（土）までの5日間

4 受け入れ人数

10名以内

※申込者が受け入れ人数を超えた場合は書類選考を行う。その際には、下記をもとに選考する。

- ・博物館の運営及び学芸員の仕事に強い関心と意欲を有する者。
- ・博物館法施行規則第一章に定められた博物館に関する科目の履修数が多い者。
- ・香川県にゆかり（出身者、在住、通学歴など）がある者。
- ・歴史、民俗、考古学、美術、保存科学の分野を専攻する者。

5 実習内容

美術・歴史資料の調査研究、管理、展示、及び教育普及活動に関わる講義と実習

6 申込方法

指定する以下の書類に必要事項を記入のうえ、当館に郵送又はメール、持参すること。

- (1) 博物館実習申込書（様式1）
- (2) 博物館実習希望理由書（様式2）

郵送の際は、封筒の表書に「博物館実習申込」と朱書きすること。

メールの際は、件名に「博物館実習申込」と明記すること。なお、3開館日を過ぎても受領メールが届かない場合は、確認を電話で行なうこと。

7 募集方法

- (1) 当館ウェブサイトにも要項等を掲載する（ダウンロード可）。
- (2) 県内の大学には、本要項等を送付する。

8 受付期間

令和7年4月1日（火）～令和7年4月29日（火・祝）（必着）

9 通知

受け入れの可否については、令和7年5月中旬に申込者あてに通知する。

10 その他

- (1) 実習受け入れが確定した後、所属する大学から当館館長あてに依頼文書を提出すること。
- (2) 実習にかかる指導費等は無料とする。ただし、交通費、その他必要経費はすべて本人又は所属大学側の負担とする。
- (3) 当館職員による実習生の評価は行わない。
- (4) 当館が不適切と判断した場合は、実習を取り消すことがある。
- (5) 実習中に万一事故等が生じた場合、本人及び所属大学側でその責を負うものとする。
- (6) 状況により実習内容の変更、期間の延期等がある場合は別途連絡する。
- (7) 実習の様子を記録し、その一部を当館ウェブサイト・SNS等にアップロードすることがある。

11 申込書等提出先及び問い合わせ先

香川県立ミュージアム 学芸課 博物館実習担当
〒760-0030 高松市玉藻町 5-5
メールアドレス kmuseum@pref.kagawa.lg.jp
電話 087-822-0247 FAX 087-822-0049